

入院時の食事に係る評価の在り方について

1 現行制度の概要

- 入院時食事療養費に係る食事療養の費用は1日ごとに算定され、1食以上の食事が提供された場合には、その食数にかかわらず同じ額が算定されている。食事療養の費用に係る評価の概要は次表のとおり。

【食事療養の費用の額】

項目、算定の要件	単価
入院時食事療養（I） ・ 栄養士が食事療養の指導を行っていること。 ・ 医師又は栄養士による検食が毎食行われていること。 ・ 病状により特別食を必要とする患者には特別食が提供されていること。 ・ 食事療養関係の帳簿が整備されていること。 ・ 職員と患者に提供される食事が明確に区分されていること。 ・ 医療法による医師数、患者数の基準を満たしていること。	1,920円
特別管理加算 ・ 常勤の管理栄養士が配置されていること。 ・ 適時の食事が提供され、特に夕食に関しては午後6時以降に提供されていること。 ・ 保温食器等を用いた適温の食事の提供が行われていること。	200円
特別食加算※ ・ 患者の病状等に対応して医師の発行する食事せんに基づき、特別食が提供された場合に算定する。	350円
食堂加算 ・ 食堂を備えている病棟又は診療所に入院している患者を対象として、食堂において食事が提供されたか否かにかかわらず、算定する。	50円
選択メニュー加算 ・ 毎日又はあらかじめ定められた日に、1日のうち2食以上の食事の主菜等について患者が選択できる複数のメニューによる食事を提供した場合に、選択メニューを提示した患者を対象として算定する。	50円
入院時食事療養（II） ・ 入院時食事療養（I）の要件を満たさない保険医療機関で算定する。	1,520円

※特別食として定められている食事

腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食（B M I 35以上の高度肥満症に対する治療食を含む）、痛風食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿病食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、経管栄養のための濃厚流動食、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

- 食事療養の費用に係る評価の変遷は、以下のとおり。

① 納食料による評価

- ・ 昭和47年 納食料加算（30点）を廃止し、納食料を新設。
- ・ 昭和53年 指定された検査機関において調理加工後の栄養成分が分析、保証された加工食品が提供された場合に算定できる医療食加算を新設。
- ・ 平成4年 特別管理給食加算を新設。

	昭和47年	昭和53年	平成4年	平成6年
納食料	40点	100点	142点	143点
基準給食加算	15点	31点	47点	47点
特別食加算	11点	28点	35点	35点
医療食加算		10点	18点	18点
特別管理給食加算			10点	10点

② 入院時食事療養費による評価

- ・ 平成6年 納食料を廃止して入院時食事療養費を新設し、従来の基準給食加算の要件を満たす保険医療機関においては入院時食事療養（Ⅰ）を、その他の保険医療機関においては入院時食事療養（Ⅱ）を算定することとした。併せて、食堂加算、選択メニュー加算を新設。
- ・ 平成8年 医療用食品加算を廃止。
- ・ 平成9年 消費税率引上げへの対応のため、入院時食事療養（Ⅰ、Ⅱ）に20円を加算。

平成6年4月		平成6年10月		平成8年	平成9年
納食料	143点	入院時食事療養（Ⅱ）	1,500円	1,500円	1,520円
基準給食加算	47点	入院時食事療養（Ⅰ）	1,900円	1,900円	1,920円
特別食加算	35点	特別食加算	350円	350円	350円
医療用食品加算	18点	医療用食品加算	180円		
特別管理給食加算	10点	特別管理加算	200円	200円	200円
		食堂加算	50円	50円	50円
		選択メニュー加算	50円	50円	50円

→

2 論点

(1) 食事療養の費用の額について

- 現行の入院時食事療養（I）の額（1日当たり1,920円）については、「もの代」という要素を有することも踏まえつつ、コスト調査分科会における食費に係る調査の結果を受けて、その在り方を検討してはどうか。

【患者1人1日当たりの収支額（外部委託等別）】

	全面委託	一部委託	完全直営	平均
給食部門の収入	2,101	2,001	2,064	2,040
給食部門の費用	1,933	2,190	2,348	2,171
収支差額	168	-189	-284	-131

単位：円

（一般病院：A集計（介護保険事業に係る収入のない病院の集計）（補正後））
（入院患者給食に関するアンケート調査より抜粋）

(2) 食事療養の費用の算定の在り方について

- 現在、入院時食事療養費に係る食事療養の費用は1日ごとに算定され、1食以上の食事が提供された場合には、その食数にかかわらず同じ額が算定されている。しかし、実際には入退院時、外泊時、手術の翌日など、医療上の必要等により3食すべてが提供されない場合もある。食事の提供の実態に合わせ、費用を適切に評価する観点から、3食を限度として、実際に提供された食数に応じて費用を算定することを検討してはどうか。

(3) 各種加算に係る評価の在り方について

- 特別管理加算のうち、適時・適温の食事の提供に係る評価については、すでに大半の医療機関で実施されている現状にかんがみ、入院時食事療養（I）の算定要件とすることを検討してはどうか。

【特別管理加算を算定する医療機関の割合】

種類	入院時食事療養（I）	特別管理加算	特別管理加算を算定する医療機関の割合
病院	8,755	7,547	86.2%
有床診療所	2,084	492	23.6%
合計	10,839	8,039	74.2%

【特別管理加算の算定される回数の割合】

種類	特別管理加算の算定される回数の割合
病院	91.5%
有床診療所	21.1%
合計	90.0%

- 特別管理加算のうち管理栄養士の配置に係る評価については、個々の患者の栄養状態、健康状態等に着目した栄養管理を実際に行った場合を評価することを検討してはどうか。
- 特別食加算については、介護保険における療養食加算に係る評価の動向を踏まえつつ、見直しについて検討してはどうか。

【介護保険の療養食加算と医療保険の特別食加算の評価の比較】

介護保険	医療保険
療養食加算 23 単位／日	特別食加算 350 円／日

【介護保険の療養食加算と医療保険の特別食加算の対象疾患の比較】

介護保険（療養食）	医療保険（特別食）
<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓病食 ・肝臓病食 ・糖尿病食 ・胃潰瘍食 ・貧血食 ・膵臓病食 ・高脂血症食 ・痛風食 ・特別な場合の検査食 ・経管栄養のための濃厚流動食（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ・腎臓食 ・肝臓食 ・糖尿食 ・胃潰瘍食 ・貧血食 ・膵臓食 ・高脂血症食（B M I 35 以上の高度肥満症に対する治療食を含む） ・痛風食 ・特別な場合の検査食 ・経管栄養のための濃厚流動食 ・フェニールケトン尿症食 ・楓糖尿症食 ・ホモシスチン尿症食 ・ガラクトース血症食 ・治療乳 ・無菌食

※ 平成 17 年 10 月以降、対象から除外。

- 選択メニュー食加算については、患者の選択に係るものとして患者から費用を徴収できる仕組みとすることを含め、検討してはどうか。

(4) 入院時食事療養（Ⅱ）に係る評価の在り方について

- 入院時食事療養（Ⅱ）については、栄養士による食事療養の指導等の要件を満たさない医療機関において算定されているものであることを踏まえ、その評価の在り方について検討してはどうか。

【入院時食事療養（Ⅱ）を算定する医療機関の割合】

種類	医療機関の 総数	入院時食事療養 (I) を算定す る医療機関の数	入院時食事療養 (II) を算定す る医療機関の数	入院時食事療養(Ⅱ) を算定する医療機関 の割合
病院	9,199	8,755	444	4.8%
有床診療所	13,829	2,084	11,745	84.9%

【入院時食事療養（Ⅱ）の年間算定額のシェア】

種類	シェア
病院	11.0%
有床診療所	89.0%

(5) その他

- 食事療養は医療の一環として提供されるものではあるが、定期的なアンケートを行うなど、患者の視点からの質の評価を推進していくことについても検討してはどうか。